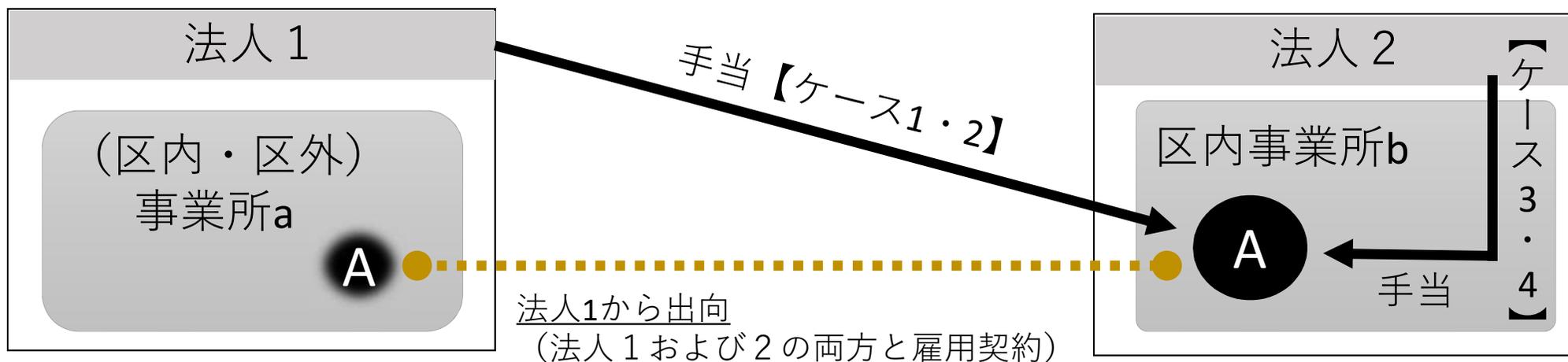


区内事業所への出向者に居住支援手当を支給した場合の申請

交付申請は、原則として、本事業の対象である区内事業所（事業所b）へ出向した職員（A）に対して居住支援手当を支給する法人（※ただし、区内に対象事業所を運営していない場合〔ケース2〕を除く）が行ってください。

1. 出向元の法人（法人1）が手当を支給する場合（ケース1）法人1から、本事業の対象である区内事業所の職員として申請してください。なお、実際の所属（例：本部付など）は問いません。
2. 出向先の法人（法人2）が手当を支給する場合（ケース3・4）法人2から、事業所bの職員として申請してください。なお、給与の支給元が法人1か法人2かは問いません。



| ケース | 給与支払者 | 手当支給者 | 区内事業所の有無 | 可否 | 申請者 |
|-----|-------|-------|----------------|-----|-----|
| 1 | 法人1 | 法人1 | 法人1（区内事業所あり） | 対象 | 法人1 |
| 2 | 法人1 | 法人1 | 法人1（区内事業所なし） | 対象外 | |
| 3 | 法人1 | 法人2 | 法人1（出向先が区内事業所） | 対象 | 法人2 |
| 4 | 法人2 | 法人2 | 法人1（出向先が区内事業所） | 対象 | 法人2 |